

特集

公開 討論会を 考える

昭和58年に公営の立会演説会が廃止されて以来、わが国の選挙運動においては、候補者全員が一堂に会して政策やビジョンを述べ合い、有権者がそれを聴くという機会がなくなりました。しかし、10年程前から、公開討論会支援NGO「リンカーン・フォーラム」の活動等によって、選挙の公示（告示）の前に、政治活動として立候補予定者全員による公開討論会を開催する動きが生まれ、また、選挙期間中は、複数の立候補者による合同個人演説会としてこれを開催する所が出てきました（前回の総選挙での開催回数は93回—リンカーン・フォーラム調べ）。これら現在の法制度の中で行われている公開討論会の課題と可能性を探ります。

公開討論会・合同個人演説会の開催の法的位置づけ

総務省選挙課理事官 笠置 隆範



はじめに

最近、各地の首長選挙等において公開討論会や合同個人演説会が開催されるといったことを耳にするようになった。一般に、公開討論会とは、選挙の公示・告示（以下「告示」）前に立候補予定者からそれぞれの政策やビジョンを参集者が聴くことを、合同個人演説会とは、選挙の告示後に候補者が合同して開催する個人演説会において各候補者の政見や公約等を参集者が聴くことを、それぞれ指しているものと思われる。

これを前提として、以前あった立会演説会の廃止の経緯や公開討論会と合同個人演説会の開催に関する法的な枠組みを簡単に述べようと思うが、平易にわかりやすくといった要請や、紙幅に限りもあるので、細かい点は極力省き、また、私見も交えての記述となることをあらかじめお断りしたい。

立会演説会の廃止と演説会の現行規制

立会演説会は、昭和二三年以来、公営によ

る選挙運動の一つとして、有権者が各候補者の政見を知り、選択する上で便宜な制度として実施されてきた。

この立会演説会については、①候補者が自ら聴衆を集める必要はないため、労力と費用を節減できる、②有権者にとっては、同時にすべての候補者の演説を直接聴くことができるため、人物・政見等を容易に比較し判断できる、などの長所が挙げられる一方、短所として、①候補者が開催地・開催時間を自由に決定することができない、②候補者の選挙運動の時間を拘束することになる、③演説時間が限られるため候補者が十分にその政見や抱負等を述べることができない、といった点が指摘されていた。

また、立会演説会の実態としても、特定の候補者が動員した支持者のみが参集し、他の候補者の演説の時間帯になると一斉に退場するといった状況や、候補者自身が有効な方法で選挙運動をしたいという時間が相当に制約を受けるため代理を立てるといった状況も見受けられ、立会演説会が形骸化してきた等の

問題点が指摘されるようになった。このため、立会演説会に割かれる時間を個人演説会等候補者の自由な活動に振り向ける方が候補者の政見や人柄を有権者により浸透できると考えられ、昭和五八年の公職選挙法改正によりこの立会演説会制度は廃止された。

現在では、選挙運動のためにする演説会については、公職選挙法の規定により行う候補者個人が開催する個人演説会（候補者届出政党が開催する政党演説会および衆議院名簿届出政党等が開催する政党等演説会）以外のものは開催することができないこととなっている（第一六四条の三）。

公開討論会、合同個人演説会

公開討論会は、選挙の告示前に立候補予定者からそれぞれの政策やビジョンを参集者が聴く会であり、公開討論会での立候補予定者の演説等は、あくまでも自らの政治上の主義主張を述べるもの、すなわち政治活動の一環として行われるものである。したがって、選挙運動とは異なり、その開催について公職選挙法上特段の制限はない。もっとも、公開討論会に出席した立候補予定者の発言等が選挙運動にわたるときは、事前運動の禁止規定（第一一九条）に抵触することとなるし、仮に公開討論会が特定の立候補予定者に有利な方法で運営されるようなことがあれば、その立候補予定者の選挙運動と認められ、事前運

動の禁止規定（第一一九条）に抵触するおそれが出てくる。

なお、公開討論会に出席を依頼する立候補予定者やそれぞれの発言時間等について公正・公平な運営が求められるが、この点については、公開討論会の公正・公平に関わる点でもあり、企画者や主催者において十分に配慮しているように感じられる。

また、選挙の告示前に開催されるものであるため、公開討論会で頒布できる文書図画については、それが選挙運動にわたらない限り、特段の制限はなく、また公開討論会の開催の周知広報についても同様である。

一方、合同個人演説会は、選挙運動のために行われる個人演説会を候補者が合同で開催するものであり、候補者以外の第三者が開催することは、第三者による演説会の開催禁止規定（第一六四条の三）に抵触することとなる。

また、選挙運動期間中に選挙運動のために頒布できる文書図画は限られており（第一四二条）、選挙運動用文書図画と認められなくても候補者の氏名等が記載された文書図画の頒布は脱法行為として禁止されている（第一四六条）。したがって、合同個人演説会で頒布できる文書図画は、個人演説会の会場内で頒布できるものに限られることになる。

合同個人演説会の開催の周知広報については、個人演説会の開催告知の文書は選挙運動

用文書図画とされていることから、公職選挙法で掲示または頒布が認められている文書図画に記載することのほかに、文書図画によってこれを行うことができない。

おわりに

最近、現行の厳しい選挙運動規制を自由化すべきとの意見が各方面から聞かれる。第三者による合同演説会を解禁すべきとの意見もその一つである。一方で、第三者による合同演説会の解禁については、立会演説会の短所の一つとして挙げられた、候補者の選挙運動の自由を制約することになるのではないかといった懸念も耳にする。

いずれにせよ、第三者による合同演説会を解禁するかどうかは選挙運動のあり方に関わる問題である。現在、各党において選挙運動規制の見直しの議論がなされているところであり、その中で十分に議論される必要があると考える。

●プロフィール かさぎ たかのり

選挙部選挙課理事官。生まれ、平成4年4月に自治省入省、地方分権推進委員会事務局、自治省選挙課、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）付などを経て平成17年7月より総務省選挙課。この間、石川県、島根県に勤務。